

Title	明治維新と商家心得書
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎(Nomura, Kanetaro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1936
Jtitle	史学 Vol.15, No.1 (1936. 5) ,p.49- 73
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19360500-0049

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明治維新と商家心得書

野村兼太郎

明治維新の變革が一般庶民階級に及ぼした影響の甚大であつたことは云ふまでもない。すべての制度が一新されると共に、人々の心も何となく改まつたやうな心持になつたことであらう。殊に對外貿易の發生から起つた新しい經驗は庶民階級に對し今までにない革新の氣持を生せしめ、一種の自尊心をすら有つやうにさせた。經濟上の諸制度が一變しつゝある際、各自の心持も從來の如くあつてはならぬと感ずるに至つた。舊來の陋習を破ると云ふやうな感じが、その程度の差こそあれ、人々の胸中に存するやうになつたことであらう。

維新の變革が如何に強く人心に影響したとしても、庶民階級の思想を急激に變化せしむることは困難である。彼等の思想の根柢には永い間培れた徳川時代の主從觀念、封建的思想が強く残つてゐた。少數

の先覺者の間には早くから極端な西洋思想が説かれてゐるに拘らず、一般には舊思想の傳統が明白に認められる。しかし彼等は封建的思想を墨守してゐる他面に於いて、幕末期から現れてゐた近世的合理觀の影響を受け、⁽¹⁾さらに維新の經濟的激變に刺戟され、新しき生活秩序に對する適應を試みるに至つたのである。従つてこゝに一種の過渡的形態を生ぜざるを得なかつた。徳川時代にあつて商人は士農工の下位にあつて、一般から卑賤の者とされてゐた。しかし商業そのものは決して無用のものとも考へられず、又必ずしも卑賤とは見做されてゐなかつた。

「およそ商のみちとは、金銀をもつて物を買とり、利倍をかけてうれる事をのみいふにあらず、商の字の心は商量といひて、物の多少好惡をはかりはかりて用をなし、利徳を得るはみな是商の類なり、いにしへは金銀をつかふ事なくて唯ものをもつて物に易たり、これを交易ともいへり、都て物の多少高下を量、損益を考へて、高利をとる事なく、有所の物を以て、なき所の物にかへ、我國の物を持行て、人の國の物にかへて、天下の財物を通じ、國家の用を達するを、眞の商人とはいふなり、」⁽²⁾

この種の流通交易の議論は一般識者からも是認され、商業道德論として、やがて町人階級の自尊心を構成する基礎ともなつた。しかし商人の利得追及欲が益々甚しくなるにつれ、一方極端な町人無用論、商人遊民論が現れると共に、他方商業官營論を生ずるに至つた。さらに幕末期に於いては本多利明、佐藤信淵等の帝國主義的商業發展論さへ現れて來たのであつた。⁽³⁾

識者の理論が如何に發展しようとも、實際經濟上に於いて勢力を有してゐた町人階級は封建的屈辱を受けながらも、漸次に社會的地位を向上し、自信の念を強めてゐた。しかしそれは鎖國的徳川封建社會に於いてゞあつた。安政以後の新しい社會情勢については何等の見通しもなかつた。彼等の自信も全く役に立たぬ新社會に當面したのである。私は今こゝに徳川時代と明治初年の商人心得を比較して、明治維新の變革がこれ等町人階級に如何なる影響を與へたか、又これ等町人階級の觀念中に過去の殘滓が如何に多かつたかを明かにしようと思ふ。⁽⁴⁾

註一 徳川時代の合理觀の發生については、神戸商大新聞部編「經濟科學」に「わが國に於ける近世的合理觀の發生」と題する小論文を寄稿した。ついて参照されたし。

註二 西川如見「町人囊」卷之一。

註三 拙稿「徳川時代に於ける商業論の變遷」(「三田學會雜誌」第二十六卷第十號所載)参照。

註四 本論文の一部はかつて世界問題講座月報「經濟春秋」第二號に「明治維新と町人」と題して發表したことがある。しかしそれは單なる資料の紹介に止まるもので、今回はそれに他の資料を加へ、全體に互つて書直したものである。念のため附記して置く。

二

徳川時代に於ける町家心得書の代表的なもの一つは伴蒿蹊の「主從心得書」である。著者伴氏が近江八幡の豪商の子として生れ、江戸大坂に於いて疊表や蚊帳等を商ひ、他方有賀長伯に學び、有數な國

學者であつたことは誰も知るところである。本書は寛政五年(一七九三)三月著者がその實家の主人及び別家に與へた心得書である。⁽⁵⁾第一に「主人心得の事」三ヶ條を掲げ、次いで「親類互に心得の事」一ヶ條、「別家手代中の事」一ヶ條、最後に「本家支配人店々支配人の事」二ヶ條を記してゐる。

この心得書に現れた思想は少しも商家獨特の特徴はない。當時一般庶民の修身處世の途を説いたものに過ぎない。恰も心學が庶民の道德を解説するのと同じ筆法である。主人としては下を憐み、陰徳をほどこすこと、奢侈、新規を企てず、儉約を守ること、親類、別家等も同様、協力して勤むることを説いてゐるに過ぎない。その特徴を挙げれば第一に徳川時代に於いては「家」を中心として説くことが普通である。「家は先祖の身心を苦しめ勞し給ひし功によりて、今家徳も相應にあり妻子をやすく養ひ衣食に不自由なく、召使ふ人もあまたあることなり、」故に主人と雖も、「吾は即先祖の手代なりとおもふべし」と教へる。

次ぎに身分觀念である。支配人は「全體上と下との間にありて平生行儀作法を正すべき」ものであり、「末々の手代小者に至るまで引廻」す役儀である。そして上下の秩序整然として、禮儀を正し、本家を中心として、一門を繁榮に導くことがその理想であつた。

かかる觀念は當時一般の通念として何人も疑はぬものであり、又さらに後世までかなり強く殘存せる思想である。之に反して次ぎの如き商業道德は後に著しく變化を受けた點である。即ちすべての事柄に

ついで新規を否定し、消極的なるをよしとする徳川期の處世觀である。本書には經營について特にこの點を述べてゐないが、生活態度について「世間はともかくも此方は古來あり來りの通りなるべし」と云つてゐる。又經營法についても、「たとひ眼前利のある事にても、他の家徳を奪ひなどすることは小利大損なるべし」と云ひ、又「他人へ對しては無理をせよ勘定さへよければよし、自分は正直に主人へ奉公をせよといふことは道理ならず、一筋なるものなり」と云ふが如きは、何れも商業道德として心學などにも多く説けるところであるが、實行と云ふ點になれば、すでに當時に於いても困難であつたらう。

さらに同一傾向の著作を今一つ採れば、善次郎事、池田義信の著に「主從日用條目」と云ふのがある。著者の何人であるかは知らぬが、弘化二年（一八四五）に板行されてゐる。前者の如くある特定の商家の心得でなく、一般商家の控を説けるものである。「主人の式目」十三條、「女房の式目」十二條、「息男の式目」八條、「娘の式目」七條、「手代の式目」十條、「小僕の式目」十一條、「乳母の式目」八條、「下女の式目」十條を擧げ、それぞれその後懇切に訓戒を與へてゐる。

「凡一軒の主たる身は親より譲りの家業を大切に守り餘の商買をうらやむべからざる事」を第一に擧げ、その職業の先天的に固定せる旨を明かにし、その身分相應の生活をなし、奢侈ならざるやうに訓戒してゐる。「家宅に花美を飾らす質素にして無益の物好無用の事」、「衣服髪等古道におとなく分限不相應の形すまじき事」、「遊藝は分限に應じ謠生花薄茶手前等は少々心懸るとも三絃淨瑠璃其他の藝は無用たる

べし、これ等分限に應じて生活の限度を立つることは勿論當時に於ける一般の處世法であつた。

こゝにも又前述のものと同様の商業道德が力説されてゐる。即ち「商ひに高利を貪らず物を買しめず萬正路よろじを守不實有べからざる事」、「主人より定め^の利口錢の上を私に賣直し親方へは定の勘定にし私の儲をなし不正の利を取べからざる事」等である。正當の利得以上を取らず、又買占等を行はず、物貨の流通を計ることが、貨幣の未だ資本化せざる以前の、——換言すれば貨幣は消費財の購入手段たるに過ぎなかつた頃の——中世的商業道德であつたのである。これ等が徳川末期に於いて事實上殆ど行はれなかつたことは當然である。

上述の二つの例から吾人は明かに當時の模範的商人が如何なるものであつたかを想像し得る。彼等は中世的社會に於いてその社會を構成する一分子として、その與へられたる職能を果たすに止まるべきであつた。そこに身分相應とか、又は分限を知ることが強調される。こゝで吾人は歐洲中世に於ける社會思想を想起せざるを得ないが、こゝでは問題外であるから省略する。⁽⁶⁾徳川時代に於ける町人道德を説く心學書と同様に、これ等の心得書は商人の積極的商略については全く説くところがない。僅かに「日々帳面をあらため商ひの多少金銀の出入を見るべき事」等と記してゐるに過ぎない。商業上の規定はそれぞれ^の仲間組合の控に一任してゐる。殆どあらゆるものが株となり、仲間を構成してゐた當時に於いて、個々の商家が勝手に經營法を定むることにはかなりの困難があつたことであらう。それ等の仲間の定が

獨占排他的性質を有してゐたことは明かであるが、他方に於いて表面的であるとは云へ、公儀のため、社會のために明記するのを普通としてゐたことは、前述と同様の商業道徳に影響されてゐたものと見られる。こゝにそれ等の仲間の定を紹介することは煩雜であるから省略する。⁽⁷⁾

註五 本書は「通俗經濟文庫」第十二巻中に印行されてゐる。

註六 例へば中世に於ける隣人愛の思想又はトオマス・アクイナスの次ぎの議論の如きである。「正義は他人との關係に於いて人を支配する。今それは二つの道で起り得る。一は他の個人との關係であり、他は他の一般との關係である。人が社會に奉仕する限り、その社會に含まれてゐるすべての人々に奉仕する。従つて正義は、正しき字義では、この二つの意味で他人に向けられる。さて、社會に含まれるすべての人は、社會に對しては全部と部分との關係にある。そして部分はそれとして、全部に屬し、部分へのよきものは、すべて全部のよきものへ向けられる。故にあらゆる徳はそれが彼自身に關しようとして、他人に關しようとして、正義の命ずる公共の利益に關係させられる。即ちすべての徳行は、人を公共の利益に向ける限り、正義に屬する。」(Summa Theologica, II. II. Q. 58. a. 5.) この種の思想が自由主義没落の今日再び多くの意味を有するに至つたことは注目に値する。上田辰之助氏の論文「社會經濟史に於ける中世紀の再認識について」(「社會經濟史學」第五巻第十號所載) 参照。

註七 仲間規定の一例としては、拙稿「淀橋町米穀問屋仲間古記録」(「三田學會雜誌」第三十巻第一號所載) を見られたし。

三

上述の如き状態にあつた町人の思想は維新の變革に際し、如何なる影響を受けたであらうか。西洋の自由思想や經濟思想は慶應年間から翻譯案、あるひは翻譯されて、急激に流入して來た。福澤諭吉、神田

孝平、加藤弘之等の諸先覺に依つて、相續いて紹介された。そして富國策の一つとして商業が鼓吹されるに至つた。加藤弘之の「交易問答」三卷は明治二年四月に官許を受け、出版されたものであるが、才助、頑六の二人に新舊思想を代表せしめ、問答體に依つて誰にも解るやうに新思想を懇切に説明してゐる。

「今度東京や大坂に。交易場を御開きになつて。ますます交易の盛になる様になさるといふも。即商買の方に御世話をなさつて日本國中の諸色のはけかたをよくなさろうといふ。ありがたい思召でござる。併御上の御世話といふのも。唯商人に其道を開いて御やりなさるばかりで。別にあれもこれもと萬事に御世話をなさるのではござらん。西洋國では。昔王様がいろ／＼と瑣事な事まで世話をやいたものだそうだが。それはかへつてよくない事で。誠に商賣の害になる事だそうでござる。そういふわけだから。當時では先づ第一に諸色のはけかたがよくなる様にさへ御世話があれば。自然と百姓や職人の仕出す諸色が多くなつて。畢竟は日本國の身上が。おひ／＼よくなるわけで。決して偏屈な先生のいふやうな。馬鹿な理窟は取るに足らない事でござる。」⁽⁸⁾

福澤先生の「西洋事情」(慶應二年板)を始め、かうした啓蒙的述作がかなり汎く一般に歡迎され、讀まれたことであらう。そして從來の心學書に代つて、その讀者層を侵したことと思ふ。現に私藏の「交易問答」の故の所藏者は愛媛縣西宇和郡安土浦の一商家である。又「西洋事情」の如きはその發賣部數

は偽版を合すれば、二十萬乃至二十五萬部に達したと云ふことは有名なことである。かく西洋思想の急激なる普及が、舊思想と相合して一般商人の考へ方に多少とも影響したことは認められる。しかしかゝる讀書から得る影響は主として一部の知識的商人に限定される。普通の商人に對しては、むしろ維新の經濟的動搖から生じた刺戟の方が大であり、その動搖に適應するために、救済を舊思想に求めたのである。今その一例として明治二年四月二日附の「家風改正録」と題する一書を紹介しよう。

この書の筆者は二代目萬屋五兵衛と云ふ者である。その最後に附した經歷に従へば、父五兵衛は三河國岡崎在米河内村の産で、江戸に出て、丸屋彦右衛門方に奉公し、後別家して「瀬戸物渡世を營」んでゐた。しかし不幸にして度々類焼して、身上不如意となつた。二代目五兵衛が十七歳の時、借財千兩餘を残して死去した。彼は父の舊友淺井藤吉の援助を受けて、家業の挽回を計つた。是より諸事淺井氏の助力を以渡世を營、一日に小遣ひ錢四拾八文に相定め、藁草履をはき、風雨も不厭、御府内市中をかけ巡り、朝は六ツに起、夜は八ツに寝、渡世のために寢食を忘れ、て働いた。かくして彼は借金を返済し、獨立し得たのであつた。

勿論彼は大町人ではなかつた。その「家風改正書」の奥書を見ると、自分とその妻との外に、支配人と兵衛、新兵衛、直吉、徳次郎の四人の名を記すに過ぎない。又彼が知識的商人でもなかつたから、新思想の書物からの影響も受けてゐない。かつ明治二年と云ふ早い時期であつたため、舊町人心得に頗る

類似せるものであつたことは止むを得ない。即ち次ぎの如きものである。

「一是迄分限不應之過不及、此度相改、尙不及拙之者、後可補其闕、

「一御法度大切に可守事、

「一火之用心之事、

「一身之分限ニ應し、儉約ヲ專ラニいたし、吝嗇にすべからず事、

「一主たる者下を僞ル間敷事、

「一家業の爲には寢食ヲ忘れテ可勵事、

「一ふ爲なる事は主人たりとも厚可諫、再應ニいたり、於ふ用者争ひ可諫事、

「一諸事行届はと申事を容易之もの、難及事ニは間、俱くニ其欠たるヲ補合可申事、

「一客興應ハ格別、獨樂之酒ハ壹貳合ヲ限り之事

「一幼少の折から氣隨ニ財を與ひて育ぬれ者、成長の後放蕩ニ成事、

「一師匠之外亂舞ニ近き藝人之出入ハ成丈無用、并ニ召仕ハ女子たり共遊藝ヲ禁ル事、

「一惣多花美を可除、又見苦舖も宜からず事、

「一召仕ヲ憐、其親と意をふ可失事、

「一人を遣ひぬものも各々壯年を憐ミ、身ヲ立可遣ス事、

「一是迄之通年、店卸勘定延壹割ハ爲褒美金と差出シ、年限之長短を以割合、尤其年之勤方善と悪しきニ依而甲乙ヲ立、配當致可遣ス事、

「一新規仕法無利足貸附金

一金貳百兩

與兵衛分

一金百三拾兩

新兵衛分

一金百兩

直吉分

以後之者因勤功ニ如此、

右之金子と應變ニ隨テ融通いたし、得利潤ヲ、且褒美金兩様共積金ニ仕立、各々爲手當と、主人ハ預り置可申事、

但シ右積金何程ニ相成ル共、渡世筋之義ニ付聊たり共不屈之致方ハ勿論、格外之不法法仕出しルものハ取上ケ相渡シ不申ル事、

「一猥リ之義有之ルハ、主人たり共不可拜ル事、

「一下之ふ調法を支配人之落度ニル事、

「一聊たり共渡世之品を私にいたしルものハ免しがたく、右ふ屈之旨乍存押隠ルものハ、爲過料と其年之積金ヲ取上ケル事、

「一何様ニ申聞ひ共、理非之無辨者ハふ可仕は事、

「一主人の家は其身を立ルの本源たる處、數年勤ひよいたりてハ家業ニも馴、其屋ニる者格別は被用ひヲ己カ才覺の勝れたりと心得違致、驕慢之心發リ、主人の慈悲ヲ致忘却、其家を離レテ難澁ニ陷入リル類事、世間之見聞不少、誠は淺ましき事ならず哉、商人は正直柔和よして、世間の融通專一たり、又奉公之道は我トいふ心を捨テ可勤、時之至ルを待て主人と我とのちからを合テ一家を保ハ安樂繁榮可有事、

右之條と家風致改正ひ間、堅可相守ひ、以上、」

奨勵金として壹割の褒美金を與ふることと、貸附金制度を設けたこととの二つの外は、全く從來の商家心得と變るところなく、全然一種の家訓であり、修身書である。未だ新時代の思想的影響を全然受けてゐないものである。その指導精神は心學の哲學である。恐らくこの種の掟書は徳川時代から明治初年に亘つて、大小の商家の間に、盛んに作製されたものであらう。

註八 「交易問答卷之下二——三丁、(本書は「明治文化全集」第九卷に收容されてゐる。)

註九 石河幹明著「福澤諭吉傳」第一卷四七二頁。その他。

右のものと大體同一傾向のものではあるが、明かにより以上に制度化されてゐる他の一つの文書を紹介しよう。それは前掲のものより四ヶ年あまりを隔てた明治六年九月のものである。「御條目の控」とは表題してゐるが、勿論ある商家の心得書である。全文十五條から成り、後にさらに一ヶ條を附加してゐる。表紙に北畠奥と記してあるのみで、如何なる商賈であるかは未だ不明である。兎に角次ぎに條を追ふて紹介しよう。

「第一條

「一朝廷より被仰出候時、御布告之趣(厚)奉裁致、且火之元嚴重(ニ心得ハ義ハ)之義は勿論、主用御得意先御客取扱大切ニ可致ハ家風掟之廉、堅く慎、其身之分限を相守可申事、」

括弧内は後に張紙訂正してある文句である。以下にも朱で直してある箇所は何れも括弧をして置いた。この最初の箇條は前の例と同じく徳川時代の五人組帳や仲間規約に傳統を引く御定りの文句である。唯公儀よりを朝廷よりとした差違あるのみである。第二條は、

「一帳場勤を初、見勢奥勤末(之者ニ)ニ至るまで、主用ニ御役所向其他之御得意先、且私用共、都多其都度、帳場へ相答他行致、用向相濟次第、午後六時迄歸店致、其旨を相答可申事、」

この箇條には明かに後で附した但書がついてゐる。即ち「但し延刻ニ相成ハ用向と其事實を答辨限相延可申事。」第三條は、

「一以來御得意先品物代請取被申付、其使之者より其懸リ(之者)ニ不拘、一旦金子帳場へ納之上、其懸リ(之者)に相答可申事、

「但し使役子供一統相心得可申事、

「第四條

「一食事入湯其外引籠用向之節ハ、銘と申合(セ)精と見勢差支ニふ相成様取斗可申事

「第五條

「一年齡二十二歳以内たはこ入取持致し義は不相成し、御給金頂戴無之内ハ紋付衣類等決るふ相成し、
下駄雪駄等も右ニ可應し事」

この第五條の如きは一種の階級別を設け、細いことにまで干渉規定する遺風とも見られる。

「第六條

「一銘と持前役向ハ格別(ニ)信義を用ひ相勤可申事、

「第七條

「一見勢先ハ新規申來し御得意先之儀也、勝手ニ差出し義ハ不相成、以來藥店帳場ハ書出し取扱方申付候間、其時と代金取纏メの上、本店帳場へ相納可申し事、

「第八條

「一能く(銘く其身之)禮儀を盡し、其信儀を辨(へ)、其商業ニ勉強(勵)致し(は)者(は)住込順之新古を不論、登用可致(は)事、

「第九條

「一元服之後壹年以内子供勤兩様(之心得ヲ以)相勤可申事、

「第十條

「一譬一季勤之者(ありとも)用向ニ辨し、實體之見込有之(は)者(は)、出世奉公人之列ニ登用可致(は)事、

「第十一條

「一銘く持來リ御得意先代金速ニ取纏(は)者(は)毎月賞銀切手を相渡し可申事、

「第十二條

「一臺所奥一同合併ニ多勤來(は)夜番之儀(は)、當酉七月改正之通り相心得可申事、

「第十三條

「一臺所奥隅く掃除之際(は)朝夕共行届キ(は)様精く申合、是迄通可相勤可申(は)事、

「第十四條

「一以來御給金頂戴以下之者、子供ニ至る迄、毎朝帳場役之者(は)禮儀をつくし可申事、

「第十五條

「一以來何用不限不審之儀致ひ者、後日相顯るよおいてハ其罪同斷可爲事、

「右之條ハ堅く相守可申、萬一家法相背候ものハ無用捨、暇を出遣し可申ひ間、末々の者ニ至る迄、心得違無之様、商業ニ精勤致可申事、」

さらに追加として次ぎの如き規定を設けてゐる。

「一以來給金以下之者、吳服物其他何品ニ不限、取寄致ひ條不相成ひ事、

一 但し給金頂戴致ひ者たゞ共ふ相應品ハ取寄、通帳ニ付□ハ義不相成ひ事、」

その後には非常の際の心得として、「非常之節奥藏南窓壹ヶ所、東窓貳ヶ所并ニ風窓共、見勢藏西窓貳ヶ所、東窓三ヶ所、表裏大戸口、右之箇所ニ見勢奥一同常ニ手拔無之心懸置可申」と記されてある。その後には二葉あまり白紙で、次いで各掛り掛りの名稱及び人名が記されてゐる。役名が明治風になつてゐることは多少興味があると思ふから、掲げて置く。即ち諸般事務取締一名、家政事務差次、持出風呂敷取調一名、日々出入金銀取扱、月末勘定懸、諸得意先計算懸一名、在方帳仲間帳介一名、細工帳（非常之節兩藏箇所窓ハ防方、人歩進退加勢）若者頭一名、新規得意先出入役、新版物代價懸一名、仲間帳（非常之節兩店諸帳面持退、人歩進退加勢）一名、差紙取締、見勢番一名、諸懸御用聞二名、見勢番一名、その他細かく各自の役割が記されてゐる。

第一の例よりも遙かに多數の使用人を使役してゐる大家だけあつて、種々なる點に於いて前者よりも

制度化され、商家の規約たる形式を具備するやうになつた。勿論明治二年と明治六年とでは、僅か四ヶ年の隔りではあるが、この間に於ける世態の變化の甚だ大であつたことも勘定に入れなければなるまい。しかし兎に角この例は前のものとは違つて、單なる心得書ではない。心學の影響も殆どこれを見ることが出来ない。記述は事務的になつてゐる。しかしすでに一二指摘して置いたやうに、それを貫くところの精神は舊時代の精神である。分限を守ること、奢侈をなさぬこと、上に立つ者の節度に従ふこと等、全體として封建的氣風が充満してゐる。又事實當時の社會に於いて依然として古い丁稚制度がそのまゝに存續して居り、所謂給金取との差、一季奉公人との違が明かに條文の上に示されてゐる。この點に於いては第一の例と何等異なるところがない。そこに又當時の商人の心理状態が覗はれるやうに思ふ。

五

最後に明治七年一月に作られた横濱の野澤屋本肆、茂木氏の「店方條目書」なるものを紹介しよう。「神奈川縣管下」と記してある卦紙十葉に認められたものであるが、同店が貿易事業に關係あるだけに、明治初年の對外商人の一斑を知る上に頗る興味ある資料であると思ふ。全文廿五ヶ條からなる。即ち次ぎの如し。

「條目

明治維新と商家心得書（野村）

「一天朝御布達之御定律並縣廳時々御布令之趣を勿論、當港仲間商法規則、別而當家店法堅相守可申事、

「御得意様太切ニ仕リ、實直第一ニ致、賣買向精々可致事、

「當店之儀ハ外國人交際之商業ニ付、格別入念致、ふ都合無之様可致事、

「先相場前約定之商致間敷ハ、御得意方御頼等ニ多無據節、慥成見留め有之共、談事之上ニ而取極可申事、

「自分一己之存寄を以、商法仕間敷ハ、慥成見込有之と談事之上可仕事、

「奢ケ間敷儀一切仕間敷ハ、惣多物毎共隨分質素ニ仕リ、諸事無益之儀無之様心懸ケ、衣類其外美麗之品用ひ申間敷候、尤勤向役柄格式之差別も有之得共、成丈ケ身分ふ相應之義、決多致間敷事、

「格式之別段、役柄勤向ニ甲乙ハ無之候、臨時役替等も可有之ハ間、諸役共見習置、後日相勤ハ様心掛ケ可申事、

「帳場ハ勝手掛リ之者ニ至迄、銘々之役向ニ勉強致ハと勿論之儀、假令別用ニハ共、一家之用事ニ多自他之差別を無之ハ間、相互ニ助合、早速用辨相成ハ様可致ハ、且ふ都合之事共有之と、心付遣シ、相互ニ助ケ合扶助可致事、

「火之本太切ニ仕リ入念致、時々見まわり心付居リ、非常之義有之共、差支無之様、常々用意致置可

い事、

「一夜中戸締り嚴重ニ致、盜賊之難無之様仕り、夜中猥リニ出入仕間敷事、

「一重立い者壹人宛泊り番相勤可申事、但當番之者と霄々翌朝迄之取締り役ニあ、万事ニ關係致い義と可心得事、

「一別宅之者と早朝出勤可致事、但シ用事相濟い上と、日暮一時間速いハ、斷之上歸宅可致い、店無人之節と見合い、差支無之様仕置、其上歸宅可仕事、

「一泊り番之者病氣其外差支之節、頼合代り之者差出い得ハ苦い事、

「一非常之節早速出頭可致い事、

「一商用無之閑暇之節たりとも猥ニ他出致間舖い、若無據用事有之いハ、重役之者相願他出可仕い、私用ニ他出致い儀、暫時たりとも斷なく出申間敷い、祝日ソントー等ニあ休暇有之遊歩致い共、是亦斷之上他出可仕い、尤替り合致、店奥共無人ニふ相成様致置可申、晝と日暮限り、夜と十時迄ニ歸店可致事、

「一勤役中身持よろしからず、行體ふ束之義共有之者と、内と異見差加改心致い様可仕い、猶ふ用(行)ニあてハ、其段早と主人方ハ可申立い事、

「一今般銘と給分相定、月と相渡い上ハ、臨時之貸金決多相成ふ申い事、

明治維新と商家心得書(野村)

(六七)

六七

「一商法利徳金之儀ハ、諸入費仕拂之上、殘金高諸掛リ一統規則定法を以、割渡遣シ可申事、

但割□金と銘と帳場ニ預置、後日銘と開業之資本金ニ可仕様可心懸可申事、

「一此度店法規則改正相定ハニ付ると、一同和合致、主人と親、朋輩ハ兄弟と存、上輩と下を憐、後輩と上を敬ひ、信實を以、一店睦と合、一層憤發致シ、倍々家業繁榮相成ハ様可心懸事、

「一禮義正舗仕、不作法無之様可致事、

「一商業勉強と銘と立身之根本ニ多、當家繁昌と銘と之繁昌、當家之産業と自己之商業ニ多、君臣合併之商法、主人と商會之頭取と相心得居、萬事差圖ニ隨ひ取斗可仕と勿論ニハ得共、事柄ニ寄一同協議之上取斗可申儀も可有之ハ事、

「一格式役柄年功之差別有之ハ得共、勤方之次第ニより新古ニハ拘、目鏡を以撰舉致ハ間、其段兼多存居、精勤可致事、

「一勤方之善惡ニより臨時賞罪之儀可有之ハ、其次第ニより格式給分等増減も可有之間、其旨兼多心得居可申事、

「一勤向無精ニ亦不埒之筋有之者と早速暇差遣ハ事、

「一主人并ニ重役之者ハ心付ニ多家事ハ爲之事、又ハ身分ニハ應ハ都合之儀有之類、惣多何事ニよらす爲筋ハ相成義ハ、無遠慮可申立ハ、追從諂言安ク、異見諫言と甚申憎き事ニハ得共、心中ニ存

居なから謙忌を憚り差扣黙止居ひと、實意ニ無之の間、信切を以、無遠慮、内ニ其筋を可申立
ひ事、

但虚詐を以自分之非を飾り、人ニ諂ヒ、言葉を巧み人を悪敷言成ひ儀仕間敷ひ、右様之者と家内一
同不和を醸し、後々繁昌之基ニ付、早速暇遣可申事、惣々平日交々厚薄親疎を以、依怙夙負之儀、
堅仕間敷ひ事、

「右々今般規則改正致、前條之通相定ひ、依るを一同篤と相心得堅相守、銘々精勵可被致ひ事、」

以上二十五條の後に、在勤名簿を掲げ、二十四名の姓名、就職の期日を記し、その中九名の者だけが
捺印してゐる。さらに少し餘白の後に、「條目追加部」として、次ぎの一條を記してゐる。

「一新參若者兒共等々是迄諸向之世話奥ニ致來ひ處、今般改正相成ひ上々銘々給分を以、自分營可申と
勿論ニ得共、者毎ふ行届ニ相成可申間、重立ひ者ニ割合、衣類其外當人ふ行届ノ義ハ心付遣シ世
話致遣ひ様可仕ひ、尤當人月給を以、仕拂致遣シ可申ひ、万一臨時無據入用有之、給分ニ多ふ足致ひ
節有之ひハ、其段帳場ニ多購遣シ可申間、纔之者たりとも助成ニ多調遣ひ事仕間敷ひ、一同之風
儀ニ拘儀ニ付、其旨相心得世話致遣可申ひ事、」

そして世話をされる若者子供の名前を、重立つ者の名の下にそれぞれ記してある。この追加條目はわ
が國に於ける丁稚制度の崩潰してゆく一過程を示す資料として興味あるものである。丁稚と云はれ、子

供と云はれ、又は小僧と呼ばれる、者は從來全く給料は與へられない。所謂商家に於いて徒弟教育を受けてゐる者である。益暮に仕着せと幾分の小遣を與へられることがあつたに過ぎない。普通十歳前後にして奉公し、十五六歳になつて始めて僅かな給料が與へられると云はれてゐる。若者とてもその得るところの給料は決して多くはなかつた。今この追加條目に依ると、一切を給料を以つて支拂ひ、奥即ち主人側からは世話をせぬと云ふのは、明かに從來の慣習を打破したものである。しかしそれに相應した多くの給料が與へられたか如何かは不明であるが、物品給與制度を廢したとするならば、幾分多く支給されたことであらう。かうした改革が行はれたのは、恐らく外人相手の取引をする、云はゞ當時に於いて最も進歩せる商店であつたからであらう。

しかしこの追加條目を除いて、この規定の何處に新しさがあるのであらうか。その全體を貫く精神は前の二つの例と同じく依然として徳川時代の商家心得である。唯從來から存するこの主從觀念と新しく生じつゝあつた資本主義社會の雇傭契約との矛盾が、これ等の條目の中にも見られなくはない。殊に主從一體を主張し、主人は親であると云ひながら、賞與制度、積立金制度に依り勤勉を獎勵し、免職を以つて怠惰を戒め、さらに店と奥との區別を判然とし、各自の給料に依つてすべてをなさしめんとするが如きは次第に移りつゝあつた雇傭關係を示唆するものであらう。

以上の三つの例に依つて、直ちに當時の全般の思想を速断することは勿論差控へなければならぬ。しかし古い丁稚制度の下に育成された町人が、明治維新に際し、歐米文化の襲來に遭遇して、この新しき世態を如何に不安に感じたかは容易に想像される。從來の間屋、仲間の獨占的制度は漸く破壊されんとし、しかも新しき經濟的秩序は未だ成立し得なかつた時代に際し、一般町人はその向ふべきところに甚だ當惑したことであらう。

勿論政府を始め識者は彼等の指導に甚だ勤むるところ多かつた。澁澤榮一の「立會規則」が出たのは明治四年であつた。神田孝平の譯本「泰西商會法則」もその前後に出たものであらう。かの歐米流の會社制度を早く採り入れた丸屋商社、即ち今日の丸善の前身の「丸屋商社之記」が書かれたのは明治二年の早き頃であつた。⁽¹⁰⁾しかしそれは福澤先生や早矢仕有的等の知識階級の指導に依つて作られたものである。一般の商人にとつて、殊に個人經營の場合にそれ等の影響は甚だ稀薄であつた。

如何なる時代に於いても、一方新思想を採用し、新奇を求め、新制度を喜ぶ人々の存する他面には、これ等の新奇を追及し、開化を誇稱する人々に反感を抱き、皮相に眩む、輕躁浮靡の俗としてこれを退くる者も少くない。殊に徳川三百年を通じて、親から子、子から孫へと教へ込まれた封建的訓育は甚し

く強い力を後世に傳へてゐる。若い頃西洋文明に浴した人々でも、何時かその心の中に、昔の儒教的精神を復活させてゐる。元來商人は進歩的なものとされてゐる。しかし前掲の例に依つても解るやうに、番頭の役名は諸般事務取締となつても、帳場格子の中に嚴然と控へて、丁稚小僧の挨拶を受ける昔の番頭であつた。慣習、傳統の力は容易に打破し得るものではなかつた。

しかし時勢の推移は何時か古い制度を破壊して行つた。社會の一部にはなほ古い形態が數十年の後まで残存維持されてゐたが、後世に於いては最早それは社會的敗殘者の遺物に過ぎなかつた。明治初年に於いてはそれ等は決して敗殘者の遺物ではなかつた。彼等は明かに徳川時代の指導理念の下にその條目を定めてゐる。しかしこれを設定した當時の一般商家はその指導理念の下に立つ制度以外に、何等の教養機關をも有してゐなかつたのである。森有禮が東京尾張町に開設した商法講習所は新しい商業教育機關の嚆矢とされてゐるが、それは明治八年八月のことであつた。商人として世に立つためには、依然として志す商家に奉公するより外なく、かゝる制度が支持せらるゝ限り、その指導理念は依然として從來の主従思想に基かざるを得なかつたのである。彼等は商業上の諸教養を體得することに依つて、——換言すれば中世的訓練に依つてのみ、商業の機微を知り得ると考へた。そしてその體験に依つて新しき經濟界の變動に對せんとしたのである。この方法が時に商業的天才を有する少數者の成功を生せしめ、又これと違つた教育を受けた學校出身者を不適任としたのであつた。従つてわが國に於いてはこの保守的傾

向はかなり後まで残存してゐた。

前述の新しい歐米流の思想とこれ等の中世的思想とが相對峙し、又時には相交錯して、そこに明治維新直後の一種異様の社會形態を生み出したのであつた。吾人は徳川時代の町人心得書と明治初年の商家の規約と、さらに歐米流直譯の會社規則とを比較對照すれば、明治初年の商人間に於ける新舊思想の混淆状態を知り得るであらう。唯如何なる激變が起つたとしても、社會の諸機構は——假令一時は、又は一部は急激な變動を受けたとしても——全體として急變し得るものではないと云ふ一例として、こゝに商家の規定書を採上げて見たのである。社會の實質的變化は何時か目に見えぬ間に徐々に生じて來るものである。徳川時代と現代とを比較すれば全く隔世の觀がある。しかし徳川末期——維新前後——明治初期——明治後期と云ふやうに見て來れば、その移り變りは決して甚しいものとは思はれない。

註一〇 以上の諸著は何れも「明治文化全集」第九卷に收められてゐるから、敢てこゝに一々引用しない。「丸屋商社之記」は明治二
年に記されたものではあるが、刊行された年は明治六年十月以後のことであらう。
(昭和十一年三月十一日稿)